

第 2 3 編 頭 首 工 編

第 1 章 頭 首 工

第 1 節 適 用

農業農村整備事業における頭首工の施工については、第 6 編第 5 章堰、第 1 章第 9 節根固め工の規定による。

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**、以下の基準類及び第 6 編第 5 章第 2 節、第 1 編から第 3 編に掲げる適用すべき諸基準による。

また、この諸基準は、最新版を適用する。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

農林水産省 土地改良事業計画設計基準 設計「頭首工」 (平成 20 年 3 月)

国土交通省 河川砂防技術基準

日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 31 年 2 月)

